

介護支援専門員証「書換交付」のお手続き

郵送申請の場合

■対象者（登録地が東京都の方）

氏名変更、あるいは氏名と住所を変更する方
有効な専門員証の交付を受けており、失効していない方

■更新の締め切り

更新申請の締め切り： **毎金曜日**

■手続き（郵送申請の場合）

必要書類

- 介護支援専門員証交付申請書（第3号様式）
- 専門員証の顔写真
サイズ： 縦3.0×横2.4cm（裏面に氏名・登録番号を記載）
- 更新に必要な研修の修了証（コピー）
原本ではなく、必ずコピーをお送りください。

■手数料 1,200円

申請から1か月～1か月半後に郵送する払込取扱票でお振込みください。
専門員証交付予定日は払込取扱票に同送するご案内に記載しております。

<登録氏名を変更される方、または旧姓・通称名を併記される方の必要書類>

- 変更後の戸籍謄本（抄本）： 3か月以内に交付を受けたもの

<登録住所を変更する方の必要書類>

- 本人確認書類（以下のいずれか）
 - ・変更後の住民票： 3か月以内に交付を受けたもの
 - ・運転免許証（表裏両面）： 変更後の住所が記載されているもの
 - ・マイナンバーカード（表面のみ）： 変更後の住所が記載されているもの

■顔写真についての注意事項

- ①最近6か月以内に撮影したもの
- ②カラー写真であること
- ③正面・無帽・無背景で明瞭なもの
- ④顔全体が見切れずに反映されている
- ⑤裏面に登録番号、氏名を明記すること

※スナップ写真は不可

※プリンターで印刷したものは不可

●送付先

〒163-0718
東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ登録担当
TEL 03-3344-8512 FAX03-3344-8592

(第3号様式)

介護支援専門員登録事項変更届出書 兼

介護支援専門員証書換交付申請書

介護保険法第69条の4及び介護保険法施行規則第113条の12の規定に基づき、下記の事項について介護支援専門員の登録事項の変更を届け出ます。

あわせて、介護保険法施行規則第113条の23の規定に基づき、介護支援専門員証の書換交付を申請します。

カラー写真
縦 3.0cm 横 2.4cm

年 月 日

東京都知事 殿

氏名

住所

電話番号

登録番号

1 変更内容

変更前	フリガナ			旧姓または通称名の併記
	氏名	(姓)	(名)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 中止する
変更後	フリガナ			記載する旧姓または通称名
	氏名	(姓)	(名)	フリガナ
変更前	フリガナ			
	住所	〒	—	都 道 府 県
	電話番号		()	
変更後	フリガナ			
	住所	〒	—	都 道 府 県
	電話番号		()	

2 研修受講状況

(1) 現在、東京都実施の介護支援専門員研修を申込中又は受講中ですか	はい・いいえ
(2) 「はい」と答えた方は、申込中又は受講中の研修名をご記入ください。	
(3) 「はい」と答えた方の中で、研修を受講中の方は受講番号をご記入ください。	受講番号

添付書類

- 氏名変更の場合 ①戸籍謄本(または戸籍抄本) ※3か月以内に交付を受けたものであること。
※通称名併記の場合は住民票の写しを添付すること。その際は、マイナンバーの記載の無いものであること。
②従来使用していた介護支援専門員証
③縦3.0cm、横2.4cmのカラー写真1枚(上の写真欄に貼付)

○氏名と住所を同時に変更する場合

- ①上記「氏名変更の場合」の①～③の書類
②変更後の住民票(※1)、運転免許証(写)又はマイナンバーカード(写)(※2)のいずれか
※1; 3か月以内に交付を受けたものであり、マイナンバーの記載が無いものであること
※2; 住所が書かれた面のみ写しを提出すること。個人番号(マイナンバー)が載った面は提出しないこと。

注1) この様式は、有効期間内の方が氏名変更する場合又は氏名と住所を同時に変更する場合に使用する様式です(介護支援専門員証の交付があります。)

注2) 住所のみ変更する場合、介護支援専門員証の交付を受けていない方又は有効期間が満了している方が氏名変更の場合は、第3号様式の2(介護支援専門員登録事項変更届出書)により届け出てください(介護支援専門員証の交付はありません。)

注3) 旧姓併記又は通称名併記の場合、次のように介護支援専門員証に印字する。旧姓のみ又は通称名のみ印字は不可。

【旧姓併記の例】日本 花子(旧姓;東京) →日本 花子(東京 花子)

【通称名併記の例】李 花子(通称名;日本 花子) →李 花子(日本 花子)

注4) 介護支援専門員証に併記が可能である通称名とは、外国人住民が、住民票に記載しているものを指す(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の16第1項)。添付する住民票で通称名が確認できない場合は併記対応不可。